

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の新商品開発等事業（麦類）に係る公募要領（第二次）

令和2年8月20日付け全米麦協第32号

第1 総則

外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の新商品開発等事業（麦類）に係る公募の実施については、一般社団法人全国米麦改良協会（以下「協会」という。）が、この要領に定めるものとする。

第2 目的

国内産の小麦、大麦及びはだか麦（以下「国内産麦」という。）の競争力を強化し、輸出等需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等の連携により、国内産麦を活用した新商品の開発等の取組を支援する。

第3 事業の内容等

本事業の内容等については、外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業の新商品開発等事業（麦類）実施要領（令和2年3月18日付け全米麦協第69号。以下「事業実施要領」という。）の定めによるものとする。

第4 応募の要件

本事業に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であって、定款、役員名簿、事業計画書及び報告書、収支決算書等（これらの定めのないものにあってはこれに準ずるもの）を備えていること。
- 3 主たる事業所が日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。
- 4 外食・中食・加工業者等又は外食・中食・加工業者等と行政機関等により構成する協議会（以下「外食・加工業者等」という。）であって、次の（1）から（3）までの要件を全て満たす者であること。

なお、外食・中食・加工業者等と行政機関等により構成する協議会（以下「協議会」という。）については、併せて（4）の要件も満たすこと。

- (1) 国内産麦を活用した新規性のある商品の開発、製造及び販売を行う事業者であること。協議会においては、構成員である外食・中食・加工業者等が本要件を満たすこと。
- (2) 安定的に国内産麦を原材料として供給することができる能力のある生産者（当該地域の1戸当たりの平均作付面積を超える者又は今後3年間でこれを超える計画を有する者に限る。）又は生産者団体等（以下「生産者等」という。）との間で原材料の供給契約（流通事業者を交えた三者契約も可とする。以下「原料供給契約」という。）を本事業の実施年度中に締結すること。協議会においては、構成員である外食・中食・加工業者等が生産者等との間で原料供給契約を締結すること。

なお、原料供給契約は、生産者と締結する場合にあっては、複数の生産者との締結を基本とする。

原料供給契約の期間は、補助金の交付の翌年度から3年以上の期間とし、毎年度更新することができる。
- (3) 国内産麦の需要フロンティアの開拓を促進する観点から、本事業により開発した商品について、国内産麦を原材料として使用する旨を商品の包装等に表示すること。この場合においては、食品表示法（平成25年法律第70号）等の関係法令及びガイドライン等の規定を遵守するとともに、原料原産地表示（「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知・平成29年9月1日消食表第407号消費者庁次長改正通知）に定める加工食品の原料原産地表示をいう。以下同じ。）に取り組むこと。
- (4) 協議会は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 都道府県又は市町村が構成員となっており、本事業の実施に必要な指導及び協力が確実に得られること。
 - イ 取組の内容の決定に当たって様々な業種の事業者の意見を反映するよう、外食・中食・加工業者等その他の様々な業種の事業者が構成員となっていること。
 - ウ 代表者の定めがあること。
 - エ 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する定めを有すること。
 - オ 年度ごとの事業計画、収支予算書等を総会等で承認されていること。
- 5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団

員をいう。)でないこと。

第5 補助対象経費の範囲等

本事業の補助率及び補助対象経費の範囲等は、別表1から3まで(事業実施要領の別表1から3までと同じ。)に掲げるとおりとする。また、本事業における補助金の額は、22,150千円(第一次公募で補助金交付決定12,161千円を行ったことにより残額は9,989千円)であり、この範囲内で本事業の実施に必要な経費を助成するものとする。

応募に当たっては、本事業期間中における必要経費を算出するが、実際に交付される補助金の額は、申請書類審査の結果等に基づき決定するので、必ずしも提案額と一致しない。

また、必要経費については、円単位で積算し、千円単位(単位未満を切り捨て)で計上すること。

第6 申請できない経費

- 1 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- 2 事業実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 3 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額)
- 4 補助金の交付決定前に発生した経費
- 5 飲食費(会議における茶、コーヒー等簡単な茶菓代を含む)
- 6 補助の対象としない経費として別表1(事業実施要領の別表1と同じ。)に定めている以下のもの
 - (1) 本事業の補助を受けて作成した試作品及び販売促進資材を有償で配布する場合の経費
 - (2) 補助事業の有無にかかわらず、外食・加工業者等が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをする場合の経費
- 7 その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

第7 補助事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金交付決定の日から令和3年3月31日までとする。

第8 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類は、様式第1号（申請書類チェックシート）に掲げるとおりとする。

2 申請書類の提出期限等

申請書類の提出期限は、令和2年11月30日（月曜日）午前中までとする。

ただし、申請のあった案件については、順次、事業実施者の候補者（以下「補助金交付候補者」という。）の選定に係る審査を実施するため、採択の状況により、提出の期限より前に公募を終了する場合がありますので、申請に当たっては事前に問い合わせをすること。

申請書類の提出先は、以下のとおり。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29

一般社団法人全国米麦改良協会

3 申請書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 事業実施計画等申請書類は、事業実施要領の別記様式第2号、様式第2号別添1及び別添2並びに別記様式第2号別紙の様式に従って作成するものとする。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は無効となるので、この公募要領及び事業実施要領を熟読の上、注意して作成するものとする。
- (3) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (4) 申請書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合は持参することも可とするが、ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けないものとする。
- (5) 申請書類を郵送する場合は、封筒等の表に「新商品開発等事業（麦類）応募申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法とする。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず提出期限までに到着すること。
- (6) 提出後の申請書類については、原則として、資料の追加や差替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却しないものとする。
- (7) 協会は、提出された申請書類について、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しない。
- (8) 本事業についての問合せ先は、次に掲げるものとする。なお、問合せの受付時間は月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時から午後

5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
一般社団法人全国米麦改良協会（担当者：中村・亀山）
TEL：03-3262-1325

第9 補助金交付候補者の選定

提出された申請書類については、書類確認、事前審査を行った後、協会が設置する選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、審査基準に基づき事業実施者の適格性や事業実施計画の内容、成果目標の水準等の審査を行い、補助金交付候補者を選定する。

なお、申請書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施者の適格性の審査においてその事実を考慮するものとする。

審査の結果については、委員会における最終審査が終了次第、様式第2号により、速やかに全ての応募者に対して通知するものとする。

また、補助金交付候補者への審査結果の通知は、補助金交付候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付決定は、別途補助金の交付決定の書類を提出いただき、必要な手続を経て、正式に決定（交付決定）する。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。また、審査委員には、審査において知り得た情報について、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても秘密保持厳守を義務付けている。

おって、補助金交付候補者の決定にかかわる審査の経過、審査結果等に関する問合せは不問とする。

第10 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（他の事業実施主体、農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で、本事業に応募することは差し支えないが、他の事業への申請内容や他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合がある。